

令和5年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日、令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。天栄村の令和5年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

74,543千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

856,662千円

【社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

区分	事業名	令和5年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
社会 福祉	総合社会福祉事業	20,601	191	0	0	2,642	17,768
	障害者福祉事業	151,035	105,293	0	0	5,922	39,820
	高齢者福祉事業	22,619	48	0	90	2,911	19,570
	児童福祉事業	286,806	72,163	0	22,322	24,900	167,421
	母子福祉・保健事業	14,407	5,164	0	0	1,197	8,046
	小 計	495,468	182,859	0	22,412	37,572	252,625
社会 保険	介護保険事業	91,473	5,705	0	0	11,104	74,664
	国民健康保険事業	60,949	29,221	0	0	4,108	27,620
	小 計	152,422	34,926	0	0	15,212	102,284
保健 衛生	後期高齢者医療事業	78,840	11,991	0	0	8,655	58,194
	保健衛生事業	95,958	79	26,700	772	8,857	59,550
	予防対策事業	33,974	1,056	0	118	4,247	28,553
	小 計	208,772	13,126	26,700	890	21,759	146,297
合 計		856,662	230,911	26,700	23,302	74,543	501,206

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

【用語解説】

社会保障施策に要する経費: 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費

社会福祉: 生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめることを目的とした施策に要する経費
事例) 児童福祉、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

社会保険: 保険的方法によって社会保障を行う制度の総称であり、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度
事例) 国民健康保険、介護保険 など

保健衛生: 国民の健康を保つための施策に要する経費
事例) 医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など